入札監理小委員会における審議の結果報告 平成27年度 登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)

法務省の登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)については、公共サービス 改革基本方針(別表)において、平成28年10月から平成32年9月までの契 約期間4年間として民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、本年度に実施する民間競争入札の実施要項(案)を入札監理小 委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 委託業務に係る研修の履行確認について

【論点】

事業者が実施する委託業務に係る研修について、研修計画書及び実施結果報告書を提出するよう規定しているものの、研修が確実に実施されたか、研修の内容が適正か等、研修の履行を確認する方法を検討すべきではないか。

【対応】

実施結果報告書の提出に加え、使用した教材も併せて委託法務局に提出するように追記(実施要項(案)9~10頁)。

また、実施要項(案)9頁に記載している「別に示す「研修実施要領」」に、 事業者において、研修を録音し、委託期間中、保管することを記載することと した。

2. 新規参入事業者が実施する研修について

【論点】

適正に業務を実施する観点から、新規参入事業者においても、遺漏なく研修 を実施できるような方策を検討すべきではないか。

【対応】

事業者に研修に使用したテキストの提出を求め、法務省において必要な範囲 で活用する(実施要項(案)9~10頁)。

3. 意見募集(パブリック・コメント)の結果について

平成27年4月15日から同月28日の間の意見募集の結果13者から59件の意見が、平成27年7月22日から同月28日間の意見募集の結果4者から11件の意見があった。

利用者の満足度に係るアンケート調査において、「85%」との目標値を「9

0%」に見直したところ、「現事業者においては、経験を積み重ねる中で習熟度を高め、各種課題を改善することによって、顧客満足度の向上を図っているところ、一律に要求水準を上げることは新規参入の障壁になるとともに、経費増大につながりかねない」との意見を踏まえ、契約期間の平成29年9月までは85%、平成29年10月以降は90%と、段階的に要求水準を上げるよう修正した(実施要項(案)2頁)。

以上